

山梨県公報

号外第二十七号

平成十三年

七月十一日

水曜日

目次

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項及び第七十五条第五項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年七月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一四、一〇三

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年七月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一三五、〇四九

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第四項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年七月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名

三分の一の数

東山梨郡選挙区

六、九一四

東八代郡選挙区

一九、三六二

西八代郡選挙区

七、三二一

南巨摩郡選挙区

一、七五八

中巨摩郡選挙区

四四、〇五九

北巨摩郡選挙区

一六、五三四

南都留郡(西桂町を除く。)選挙区

一、六七二

北都留郡選挙区

七、八三三

甲府市選挙区

五二、〇六九

富士吉田市選挙区

一四、二八五

塩山市選挙区

七、一六三

都留市 南都留郡西桂町選挙区

一〇、一九九

山梨市選挙区

八、五九四

大月市選挙区

八、八三六

韮崎市選挙区

八、四六五

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番